

株式会社クオルテック定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社クオルテックと称し、英文では Qualtec Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 電子部品、車載製品、各種材料等の分析・故障解析及び再現実験
2. 電子部品、車載製品、各種材料等の信頼性試験及び評価
3. 電子部品、車載製品、各種材料等の解析用試料の作製
4. 遺伝子検査及び生化学領域における試薬、検査方法等の研究開発
5. レーザー及び表面処理技術を応用した微細加工
6. 品質管理を中心とした工場経営、実装技術に関するコンサルティング
7. 表面処理又は実装技術における新工法、材料の研究開発
8. EMC 性能改善のための新製品、材料の開発及び技術指導
9. 有機 EL、二次電池に関する新工法、材料の研究開発
10. 人工知能に関する研究開発
11. 電子部品等の信頼性試験機、測定器、検査装置、製造設備及び材料の企画開発・設計・製造・販売
12. 電子部品等の表面処理に用いられる薬品の開発・製造・販売
13. 電子部品、製造設備、生化学領域における試薬などの輸出入
14. 研究開発、分析・信頼性試験等の技術者派遣
15. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条 (本店所在地)

当社は、本店を大阪府堺市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条 (機関構成)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

- 第6条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、8,400,000株とする。
- 第7条 (自己の株式の取得)
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
- 第8条 (単元株式数)
当社の単元株式数は、100株とする。
- 第9条 (単元未満株式についての権利)
当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第10条 (株主名簿管理人)
当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
- 第11条 (株式取扱規則)
当社の株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

- 第12条 (招集)
当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
- 第13条 (基準日)
当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

- 第 14 条 (招集権者)
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 第 15 条 (株主総会の議長)
株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。
3 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。
- 第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)
当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対し交付する書面に記載することを要しないものとする。
- 第 17 条 (株主総会の決議)
株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 18 条 (議決権の代理行使)
株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。
2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 名以上の代理人を選任することはできない。
- 第 19 条 (議事録)
株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

- 第20条 (取締役の員数)
当社の取締役は、10名以下とする。
- 第21条 (取締役の選任)
取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 第22条 (取締役の任期)
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第23条 (代表取締役及び役付取締役)
取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名又は2名を選任する。
2 取締役会は、役付取締役として、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。
- 第24条 (取締役会の招集権者及び議長)
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 第25条 (取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
- 第26条 (取締役会の決議方法)
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。
- 第27条 (取締役会の決議の省略)
当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電

磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第 28 条 (議事録)

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 29 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第 30 条 (取締役の責任の一部免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を定めることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 31 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条 (監査役員の員数及び選任)

監査役の員数は、5 名以内とする。

2 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- 第 35 条 (監査役会の招集通知)
監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。
- 第 36 条 (監査役会の決議の方法)
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第 37 条 (監査役会の議事録)
監査役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、監査役会の日から 10 年間本店に備え置く。
- 第 38 条 (監査役会規則)
監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。
- 第 39 条 (報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第 40 条 (監査役の責任の一部免除)
当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を定めることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

- 第 41 条 (選任方法)
会計監査人は、株主総会において選任する。
- 第 42 条 (任期)
会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 43 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 44 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

第 45 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 47 条 (配当の除斥期間)

配当金はその支払の提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

附則

第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、当会社が振替株式 (社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式) を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。